

市では、財政状況の公表に関する条例の規定に基づき、定期的に財政状況を公表しています。ここでは、令和4年度下半期の状況をお知らせします（3月31日時点）。

また、市民の皆さんに財政への関心を深めていただくため、総合的な財政状況をウェブサイトで定期的に公表しています。

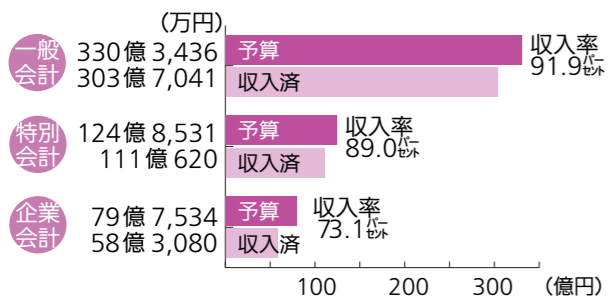


▲市ウェブサイト
財政状況のページ

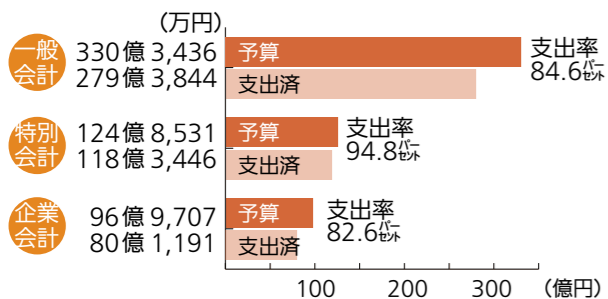
一般会計は全体の91%を収入済み

一般会計の収入率は91・9%、支出率は84・6%です。特別会計では収入率は89・0%、支出率は94・8%です。一般会計と特別会計の予算年度は、4月1日から3月31日までですが、翌年度の5月までを出納整理期間として前年度中の支払いを整理する期間としています。収入でも国・県の支出金や市債は、事業の完了後に収入するため、出納整理期間に収入の手続きを行います。

＜歳入の状況＞ 全体の収入率 88.4%



＜歳出の状況＞ 全体の支出率 86.5%



＜市債の状況＞

区分	現在高	市民1人当たり
一般会計	250億 390万円	52万 9,071円
特別会計	0円	0円
企業会計	140億 7,052万円	29万 7,726円
市債総計	390億 7,443万円	82万 6,797円

＜基金の状況＞

区分	現在高	市民1人当たり
積立基金	214億 1,684万円	45万 3,171円
一般会計の基金	201億 7,387万円	42万 6,870円
特別会計の基金	12億 4,297万円	2万 6,301円
運用基金	13億 1,162万円	2万 7,753円
企業会計の基金	1億 6,936万円	3,584円
基金総計	228億 9,782万円	48万 4,507円

※人口は4月1日現在の47,260人を基準

令和4年度下半期 市の財政状況

令和4年度の決算は、本紙10月号に掲載する予定です。
市債は390億円
市債とは、市の借金のことです。一般会計では、借入残高が250億390万円、企業会計も合わせると390億7443万円、市民1人当たり82万6797円です。

市債の元金金の一部は、地方交付税として国の財政支援の対象となるため、実際の市の負担は、借入残高よりも軽減されます。
基金は228億円
基金とは、市の貯金のことです。一般会計は201億7387万円、特別会計では12億4297万円です。

これに運用のための基金と企業会計の基金を合わせると、228億9782万円、市民1人当たり48万4507円です。
※端数処理のため金額が合わない場合があります
財務課（内線335）

住宅に困っている方へ 住まいを案内 市営住宅の 入居者を募集

種類	住宅名	所在地	種別	間取り	戸数	家賃
市営	鏡山住宅	大井町	集合住宅	2DK	1	16,000円～31,500円
				2LDK	3	18,500円～42,600円
				2LDK(車いす)	1	22,500円～44,100円
				3LDK	4	22,600円～44,400円
	間洞団地B	山岡町	戸建住宅	3LDK	1	21,100円～41,400円
	山崎団地	山岡町	戸建住宅	4DK	1	21,600円～42,400円
	滝坂ハイツ15	明智町	集合住宅	2DK	1	16,500円～32,400円
				3DK	1	19,700円～38,600円
	滝坂ハイツ21	明智町	集合住宅	3DK	2	22,000円～43,200円
	末広住宅	上矢作町	集合住宅	2LDK	1	19,100円～37,400円
3LDK				1	21,500円～42,300円	

□対象 住宅に困っていて、市税の滞納がなく、親族と同居できる方(所得制限有り)
□入居可能日 7月下旬
□申し込み方法 建築住宅課か恵那南部振興事務所に備え付けの申込書に、必要書類を添えて申し込む。
□申込期限 6月15日(休)
※受け付けは平日のみ

□決定方法 選考(抽選の場合有り)
□その他 家賃以外に共益費や駐車場使用料などが必要な場合があります。詳しい条件や住宅の設備については、問い合わせください。
☎・問 建築住宅課（本庁舎2階、内線234、235）



▲市ウェブサイト
市営住宅のページ

新型コロナウイルス感染症が 5類へ変更されました 新型コロナ 対応が変わります

5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類感染症に変更されました。それに伴う主な変更点は以下の通りです。詳しくは市ウェブサイトを確認ください。
発熱などの症状がある場合は外来対応医療機関で受診ください。外来対応医療機関は、県ウェブサイトで公開しています。



▲県ウェブサイト
外来診療のページ

外出制限	医療費	相談先
<ul style="list-style-type: none"> 陽性者は発症後7日間 同居家族は最終接触日から5日間 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関での検査費、治療費、入院費は公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所、フォローアップセンターなど かかりつけ医
<ul style="list-style-type: none"> 陽性者、同居家族に制限なし ※陽性者本人の外出は自己判断です 	<ul style="list-style-type: none"> 原則自己負担（一部公費負担あり） 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医 総合相談窓口（県庁）☎058-272-8860（土日含む24時間） 受診・相談センター（恵那保健所）☎26-1111（平日午前9時から午後5時）



▲市ウェブサイト
5類変更のページ